



IFRS 10Minutes

PwCがIFRS会計基準に関する最新情報を
簡潔にお届けするニュースレター

Vol. 73
2026年7月



IFRS第20号「規制資産及び規制負債」の公表

国際会計基準審議会 (IASB) は、2026年5月27日、IFRS第20号「規制資産及び規制負債」を公表しました。



- IFRS第20号は、顧客に請求できる金額に関して料金規制の対象となっている企業に影響を与える。
 - 料金規制の対象となっている企業では、財およびサービスを供給する時点と、規制上の合意に従って当該財およびサービスについて顧客に請求する時点との間に差異がある場合がある(例えば、当期のコストの上昇を、翌期以降の請求に上乗せする)。IFRS第20号ではこれを「時点差異」と呼んでいる。
 - 電力、水およびガスなどの不可欠なサービスを供給する企業は、料金規制の対象となっていることが多い。一方で料金規制メカニズム等があっても、全てがIFRS第20号の適用対象となるわけではなく、定義・ガイダンスに沿って適用範囲の検討を行うことになる。
- IFRS第20号の主要な原則は、企業は、規制対象の財またはサービスにかかる合計許容報酬を、当該財またはサービスを供給したのと同じ報告期間に認識すべきというものである。
 - 具体的には、規制資産および規制負債ならびにこれらから生じる規制収益および規制費用を認識することにより、時点差異の影響を財務諸表において会計処理することを要求している。
- IFRS第20号は、2029年1月1日以後開始する事業年度から適用される(早期適用可)。



(イメージ図) X1年のコスト超過額20を、規制上の合意に従ってX2年の請求金額に上乗せする場合

	X1年				X2年			
請求金額		100				120(上乗せ20を含む)		
見積りコスト		100				100		
実際のコスト		120				100		
	(借)	現金預金	100	(貸)	収益(*)	100	(借)	現金預金
		規制資産	20		規制収益	20		規制費用
								規制資産
								20

* IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づき認識される収益

「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正」(IAS第28号の修正)の公表

IASBは、2026年6月26日、「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正」(IAS第28号の修正)を公表しました。



- 公正価値オプションが適用可能な条件について明確化を図るもの。
- 具体的には、関連会社または共同支配企業に対する投資が、特定の種類の資産への投資を主要な事業活動とする企業に保有されている場合にも、公正価値オプションが適用可能。
- 2027年1月1日以降開始事業年度から適用(早期適用可能)。

(詳細は10minutes2026年4月号の公開草案の説明を参照ください)

IFRS会計基準の開発を巡る最新の動向

持分法会計の審議の状況

IASBは、2024年9月に、公開草案「持分法会計-IAS第28号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』(202x年改訂)」を公表しました。2025年5月から、公開草案に寄せられたフィードバックを踏まえた審議を開始しています。

以下では、これまでの審議で暫定決定された、公開草案からの主な変更点を3つ紹介します。



- 未実現損益の消去を行うかどうかは会計方針の選択とする。
- 関連会社等の追加取得時における識別可能な資産・負債の公正価値測定に対する救済措置を設ける。
- 投資者が純投資をゼロまで減額した後も、関連会社等の「純損益に対する持分」および「その他の包括利益に対する持分」を引き続き認識する公開草案の提案を撤回する。

(詳細は次ページ)

IFRS会計基準の開発を巡る最新の動向

持分法会計の審議の状況(続き)

公開草案の提案

会計処理の主要な提案	関連会社等との取引	関連会社等(関連会社および共同支配企業)との全ての取引に係る利得・損失の全額を認識(未実現損益の消去を行わない)
	持分の変動後も重要な影響力を保持する場合	追加持分の取得原価と、識別可能な資産・負債の公正価値に対する追加持分との差額をのれん(持分法投資の帳簿価額の一部)または割安購入益(純損益)として処理。
	損失の認識	投資者が純投資をゼロまで減額した後も、関連会社の「純損益に対する持分」および「その他の包括利益に対する持分」を引き続き認識する(*3)



IASBの審議の方向性(公開草案からの変更点)

関連会社等との全ての取引から生じた利得又は損失について、①全額認識するのか、または②認識を制限する(未実現損益を消去する)のか、のいずれかを選択することを認める会計方針の選択肢を導入する。ただし例外として、事業の移転に係る利得または損失は、全額認識する。 選択した会計方針および以下の事項を開示する(*1)。 ①全額認識の場合:「ダウストリーム」取引から生じた利得または損失 ②認識を制限する(未実現損益を消去する)場合: - 制限された利得または損失の期首残高から期末残高への調整表 - 当期末現在の制限された利得または損失の金額およびそれが財政状態計算書のどこに含められているか - 制限された利得または損失が認識された包括利益計算書上の科目
追加的な所有持分を購入し重要な影響力を保持する場合に、識別可能な資産・負債の公正価値測定について、代替的な測定値を使用することを認める任意の救済措置を設ける。 代替的な測定値は、使用することの影響が重要性がある差異を生じさせないと投資者が合理的に見込んでいる場合に使用可能。特定の代替的な測定値は定めない(*2)。
当該公開草案の提案を撤回する。

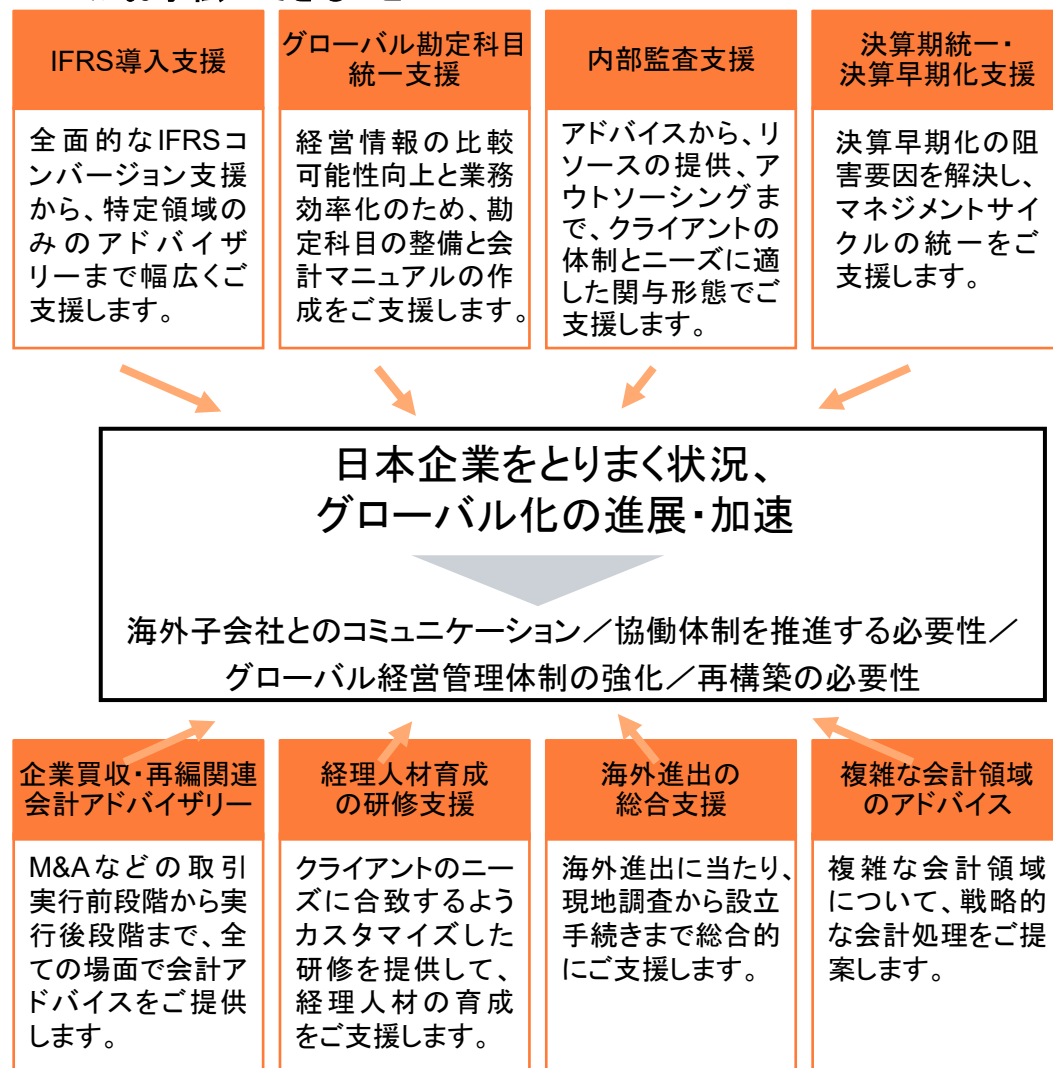
*1 開示に関しては、以下の事項を含め今後引き続き審議が行われる予定。
・ 関連会社等との「ダウストリーム」取引および「アップストリーム」取引について開示すべき取引の範囲
・ 関連会社等との取引から生じた利得または損失に関する情報の一部または全部の開示の免除の導入の可能性(開示が投資者の利益を著しく損なうと見込み得る場合)

*2 2026年3月のスタッフ・ペーパー13Bでは、識別可能な資産・負債の公正価値に代わる代替的な測定値として、
(a) 前回の持分取得時の公正価値、(b) 投資者の持分法投資額に含まれている帳簿価額(重要な影響力獲得時の公正価値を基礎にその後の調整を加えた金額)、(c) 関連会社等の財務諸表上の帳簿価額などが存在し得るとしている。そのうえで、柔軟な運用を可能とする観点から、適格要件のみを定め特定の代替的な測定値は定めないこととしている。

*3 公開草案では、純投資をゼロまで減額した後に、例えば、純損益に対する持分がCU250の損失でその他の包括利益に対する持分がCU100の利益である場合、CU100の損失を純損益に認識し、CU100の利益をその他の包括利益に認識することを提案していた。

How PwC can help

PwCがお手伝いできること



Contact us

PwC Japanグループの主な法人

PwC Japan有限責任監査法人

PwCコンサルティング合同会社

PwCアドバイザリー合同会社

PwC税理士法人

PwC弁護士法人

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

PwC Japan IFRS ウェブサイト:

<https://www.pwc.com/jp/ja/services/assurance/ifrs.html>

Viewpoint (IFRSの基準書や総合的な情報提供ウェブサイト):

<https://viewpoint.pwc.com/jp/ja.html>

PwC Japan IFRS プロジェクト室:

E-mail: jp_asr_ifrsprojectoffice-mbx@pwc.com

Thank you